

北海道留萌海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別別	関係地区	条件
留海共第1号	増毛漁業協同組合	増毛郡増毛町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部設根点 No7(北海道水産林務部三角点 水S20~) 基点第3号 増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 297 度 10分 1. 820メートルの点 点2 基点第2号から 297 度 10分 1. 300メートルの点 点3 基点第3号から 302 度 14分 1. 000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	増毛町	なし
留海共第2号	新星マリン漁業協同組合	留萌市及び留萌郡小平町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 小平町宇花岡と宇大根の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 留萌港南防波堤上 北緯 43度57分34. 05秒 東経 141度37分56. 40秒の点 基点第4号 点21から81度24分 830メートルの点 点1 基点第1号から 302度14分 1. 000メートルの点 点2 基点第2号から 274度16分 1. 000メートルの点 点3 基点第3号から 296度30分 40メートルの点 点4 点3から 332度46分00秒 457. 16メートルの点 点5 点4から 239度54分20秒 45. 02メートルの点 点6 点5から 242度27分20秒 19. 61メートルの点 点7 点6から 169度21分59秒 10. 88メートルの点 点8 点7から 254度50分40秒 401. 49メートルの点 点9 点8から 220度16分50秒 190. 59メートルの点 点10 点9から 311度04分40秒 149. 16メートルの点 点11 点10から 40度00分30秒 731. 42メートルの点 点12 点11から 2度14分10秒 1. 346. 72メートルの点 点13 点12から 86度33分30秒 154. 07メートルの点 点14 点13から 181度20分30秒 120. 04メートルの点 点15 点14から 148度33分40秒 41. 36メートルの点 点16 点15から 89度18分20秒 181. 23メートルの点 点17 点16から 181度47分30秒 122. 20メートルの点 点18 点17から 129度21分40秒 77. 15メートルの点 点19 点18から 189度18分00秒 28. 52メートルの点 点20 点19から 81度42分50秒 322. 06メートルの点 点21 点20から 182度27分40秒 26. 09メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	留萌市並びに小平町宇日谷、宇小平町及び宇花岡	なし
留海共第3号	新星マリン漁業協同組合	留萌郡小平町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 小平町宇花岡と宇大根の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 鬼鹿 基点第3号 小平町と苫前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 274 度 16分 1. 500メートルの点 点2 基点第2号から 263 度 00分 1. 780メートルの点 点3 基点第3号から 274 度 16分 1. 500メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 うに漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小平町宇大根及び宇鬼鹿	なし
留海共第4号	北るもい漁業協同組合	苫前郡苫前町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 小平町と苫前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 苫前岬 基点第3号 苫前町と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 274 度 16分 1. 000メートルの点 点2 基点第2号から 294 度 35分 1. 500メートルの点 点3 基点第3号から 290 度 30分 1. 000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	苫前町	なし
留海共第5号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第4号、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 苫前町と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水A5 基点第3号 羽幌町と初山別村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 国土地理院三角点 港町から 41度21分48. 53秒 558. 525メートルの点 基点第5号 点12から114度40分 720メートルの点 点1 基点第1号から 290 度 30分 1. 000メートルの点 点2 基点第2号から 297 度 30分 1. 200メートルの点 点3 基点第3号から 290 度 30分 1. 000メートルの点 点4 基点第4号から 301 度 30分 157メートルの点 点5 点4から 324 度 40分 128. 04メートルの点 点6 点5から 329 度 10分 264. 0メートルの点 点7 点6から 247 度 45分 55. 6メートルの点 点8 点7から 337 度 45分 385. 0メートルの点 点9 点8から 0 度 50分 421. 5メートルの点 点10 点9から 90 度 50分 52. 6メートルの点 点11 点10から 129 度 20分 281. 5メートルの点 点12 点11から 90 度 10分 80. 7メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町(大字天売及び大字焼尻を除く。)	なし
留海共第6号	北るもい漁業協同組合	苫前郡初山別村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 羽幌町と初山別村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 初山別 基点第3号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 290 度 30分 1. 000メートルの点 点2 基点第2号から 280 度 45分 1. 150メートルの点 点3 基点第3号から 262 度 30分 1. 000メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	初山別村	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
留海共第7号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 焼尻島から46度30分 420メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.17(国土地理院三角点 焼尻島～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.40(国土地理院三角点 焼尻島～)から270度 110メートルの点 点1 基点第1号から7度 30分 1、180メートルの点 点2 基点第1号から69度 00分 1、250メートルの点 点3 基点第2号から97度 00分 1、250メートルの点 点4 基点第2号から167度 30分 1、230メートルの点 点5 基点第3号から188度 30分 1、380メートルの点 点6 基点第3号から247度 08分 1、070メートルの点 点7 基点第3号から263度 30分 1、050メートルの点 点8 基点第3号から6度 15分 1、680メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いかい漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町大字焼尻	なし
留海共第8号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.36(国土地理院三角点 天売島～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.46(国土地理院三角点 天売島～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.63(国土地理院三角点 天売島～) 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.12(国土地理院三角点 天売島～) 点1 基点第1号から336度 00分 1、140メートルの点 点2 基点第1号から28度 30分 1、180メートルの点 点3 基点第2号から69度 00分 1、180メートルの点 点4 基点第2号から109度 00分 1、100メートルの点 点5 基点第3号から155度 10分 1、130メートルの点 点6 基点第4号から187度 30分 1、230メートルの点 点7 基点第4号から240度 00分 1、120メートルの点 点8 基点第4号から314度 20分 1、550メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いかい漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町大字天売	なし
留海共第9号	増毛漁業協同組合	増毛郡増毛町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水S20～) 基点第3号 増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から297度 10分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から297度 10分 5、400メートルの点 点3 基点第3号から302度 14分 5、000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	増毛町	なし
留海共第10号	増毛漁業協同組合	増毛郡増毛町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水S20～) 基点第3号 増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から297度 10分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から297度 10分 5、400メートルの点 点3 基点第3号から302度 14分 5、000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながずかい・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたらめ刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いかさば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月15日から5月31日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	増毛町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、連やかに海中に戻さなければならない。 イ スロイニ及びニズワイガニが採捕された場合には、連やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは30メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上深に敷設しなければならない。
留海共第11号	新星マリン漁業協同組合	留萌市及び留萌郡小平町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 小平町字花園と宇次町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 留萌港南防波堤上 北緯 43度57分34.05秒 東経 141度37分56.40秒の点 基点第4号 点21から81度24分 830メートルの点 点1 基点第1号から302度 14分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から274度 15分 5、000メートルの点 点3 基点第3号から296度 30分 40メートルの点 点4 点3から332度46分00秒 457.16メートルの点 点5 点4から239度54分30秒 45.02メートルの点 点6 点5から242度27分20秒 19.61メートルの点 点7 点6から165度21分50秒 10.88メートルの点 点8 点7から254度50分40秒 401.49メートルの点 点9 点8から220度16分50秒 190.59メートルの点 点10 点9から311度04分40秒 149.16メートルの点 点11 点10から40度00分30秒 731.42メートルの点 点12 点11から2度4分10秒 1、346.72メートルの点 点13 点12から86度33分30秒 154.07メートルの点 点14 点13から181度20分30秒 120.04メートルの点 点15 点14から148度37分40秒 41.36メートルの点 点16 点15から89度18分20秒 181.25メートルの点 点17 点16から181度47分30秒 122.20メートルの点 点18 点17から129度21分40秒 77.15メートルの点 点19 点18から189度18分00秒 28.52メートルの点 点20 点19から81度42分50秒 322.06メートルの点 点21 点20から182度27分40秒 26.09メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 ほっかがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	留萌市並びに小平町宇田谷、宇小平町及び字花園	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
留海共第12号	新星マリン漁業協同組合	留萌市及び留萌郡小平町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 小平町字花園と宇大根の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 留萌港南防波堤上 北緯 43度57分34.05秒 東経 141度37分56.40秒の点 基点第4号 点21から81度24分 830メートルの点 点1 基点第1号から 302度 14分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 274度 16分 5.000メートルの点 点3 基点第3号から 296度 30分 40メートルの点 点4 点3から 332度46分00秒 457.16メートルの点 点5 点4から 239度54分30秒 45.02メートルの点 点6 点5から 242度27分20秒 19.61メートルの点 点7 点6から 168度21分50秒 10.88メートルの点 点8 点7から 254度50分40秒 401.49メートルの点 点9 点8から 220度16分50秒 190.59メートルの点 点10 点9から 311度04分40秒 149.16メートルの点 点11 点10から 40度00分30秒 731.42メートルの点 点12 点11から 2度14分10秒 1.346.72メートルの点 点13 点12から 86度33分30秒 154.07メートルの点 点14 点13から 181度20分30秒 120.04メートルの点 点15 点14から 148度37分40秒 41.36メートルの点 点16 点15から 89度18分20秒 181.29メートルの点 点17 点16から 181度47分30秒 122.20メートルの点 点18 点17から 129度21分40秒 77.15メートルの点 点19 点18から 189度18分00秒 28.52メートルの点 点20 点19から 81度42分50秒 322.06メートルの点 点21 点20から 182度27分40秒 26.09メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながずかいそい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめいかさば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 つらつめがかご漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 1月15日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	留萌市並びに小平町宇白谷、宇小平町及び宇花園	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に長さなければならない。 イ スズキガニ及びベニズズキガニが採捕された場合には、速やかに海中に長さなければならない。 エ 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 オ 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 カ 網は、水面から水深の2分の1以上敷設しなければならない。
留海共第13号	新星マリン漁業協同組合	留萌郡小平町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 小平町字花園と宇大根の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 鬼鹿 基点第3号 小平町と苫前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 274度 16分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 263度 00分 5.280メートルの点 点3 基点第3号から 274度 16分 5.000メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 つぶさ漁業 ほっさがい漁業 たご漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小平町宇大根及び宇鬼鹿	なし
留海共第14号	新星マリン漁業協同組合	留萌郡小平町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 小平町字花園と宇大根の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 鬼鹿 基点第3号 小平町と苫前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 274度 16分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 263度 00分 5.280メートルの点 点3 基点第3号から 274度 16分 5.000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながずかいそい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめいかさば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月15日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小平町宇大根及び宇鬼鹿	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に長さなければならない。 イ スズキガニ及びベニズズキガニが採捕された場合には、速やかに海中に長さなければならない。 エ 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 オ 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 カ 網は、水面から水深の2分の1以上敷設しなければならない。
留海共第15号	北るもい漁業協同組合	苫前郡苫前町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 小平町と苫前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 苫前 基点第3号 苫前町と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 274度 16分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 294度 35分 5.900メートルの点 点3 基点第3号から 290度 30分 5.000メートルの点	第一種共同漁業	たご漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	苫前町	なし
留海共第16号	北るもい漁業協同組合	苫前郡苫前町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 小平町と苫前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 苫前 基点第3号 苫前町と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 274度 16分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 294度 35分 5.900メートルの点 点3 基点第3号から 290度 30分 5.000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながずかいそい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめいかさば小型定置網漁業 ひらつめがかご漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	苫前町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に長さなければならない。 イ スズキガニ及びベニズズキガニが採捕された場合には、速やかに海中に長さなければならない。 エ 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
留海共第17号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第4号、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 苫前町と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水A5 基点第3号 羽幌町と初山別村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 国土地理院三角点 港町から 41度21分48.53秒 558.625メートルの点 基点第5号 点12から114度40分 720メートルの点 点1 基点第1号から 280度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 297度 30分 5.200メートルの点 点3 基点第3号から 290度 30分 5.000メートルの点 点4 基点第4号から 301度 30分 157メートルの点 点5 点4から 324度 40分 128.0メートルの点 点6 点5から 329度 10分 264.0メートルの点 点7 点6から 247度 45分 55.6メートルの点 点8 点7から 337度 45分 385.0メートルの点 点9 点8から 0度 50分 42.1.5メートルの点 点10 点9から 90度 50分 52.6メートルの点 点11 点10から 129度 20分 281.5メートルの点 点12 点11から 90度 7メートルの点	第一種共同漁業	あわじ漁業 えぞばかがい漁業 つぶさ漁業 ほっさがい漁業 つに漁業 たご漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町(大宇天売及び大宇焼尻を除く。)	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
留海共第18号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第4号、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 苫前町と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水A5 基点第3号 羽幌町と初山別村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 国土地理院三角点 港町から 41度21分48.53秒 558.525メートルの点 基点第5号 点12から114度40分 72.0メートルの点 点1 基点第1号から 290 度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 297 度 30分 5.200メートルの点 点3 基点第3号から 290 度 30分 5.000メートルの点 点4 基点第4号から 301 度 30分 157メートルの点 点5 点4から 324 度 40分 128.0メートルの点 点6 点5から 329 度 10分 264.0メートルの点 点7 点6から 247 度 45分 55.6メートルの点 点8 点7から 337 度 45分 385.0メートルの点 点9 点8から 0 度 50分 421.5メートルの点 点10 点9から 90 度 50分 52.6メートルの点 点11 点10から 129 度 20分 281.5メートルの点 点12 点11から 90 度 10分 80.7メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町(大字天売及び大字栴原を除く。)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びヒメズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
留海共第19号	北るもい漁業協同組合	苫前郡初山別村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 羽幌町と初山別村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 初山別 基点第3号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点2 基点第2号から 280 度 45分 5.150メートルの点 点3 基点第3号から 262 度 30分 5.000メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 ほっきがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	初山別村	なし
留海共第20号	北るもい漁業協同組合	苫前郡初山別村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 羽幌町と初山別村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 初山別 基点第3号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 290 度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 280 度 45分 5.150メートルの点 点3 基点第3号から 262 度 30分 5.000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	初山別村	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びヒメズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
留海共第21号	遠別漁業協同組合	天塩郡遠別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 遠別町と天塩町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 262 度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 252 度 30分 5.000メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 ほっきがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	遠別町	なし
留海共第22号	遠別漁業協同組合	天塩郡遠別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 遠別町と天塩町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 262 度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 252 度 30分 5.000メートルの点	第二種共同漁業	かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 ひらつめがにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	遠別町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びヒメズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは30メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
留海共第23号	北るもい漁業協同組合	天塩郡天塩町及び幌延町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と によって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び基点第4号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28及び 点13の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点29、点30、点31、点32及び点29の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40及び基点30の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点41、点42、点43、点44、点45、点46及び点41の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点35、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55、点56、点36及び点35の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、並びに点50、点57、点58、点59、点60、点61、点62、点63、点64、点65、点66、点67及び点50の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 遠別町と天塩町との境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 幌延町と豊富町との境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 X=97069.136 Y=-40218.466 (座標系12系) 基点第4号 点12から79度30分 200メートルの点 点1 基点第1号から 252 度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 261 度 30分 5.000メートルの点 点3 基点第3号から 254 度 00分 371メートルの点 点4 点3から 189 度 30分 333メートルの点 点5 点4から 279 度 30分 120メートルの点 点6 点5から 9 度 30分 100メートルの点 点7 点6から 279 度 00分 47.7メートルの点 点8 基点第3号から 254 度 00分 560メートルの点 点9 基点第3号から 254 度 00分 624メートルの点 点10 点9から 19 度 30分 160メートルの点 点11 点10から 343 度 30分 250メートルの点 点12 点11から 45 度 00分 280メートルの点 点13 国土地理院三角点天塩から 240度00分 93メートルの点 点14 点13から 254 度 00分 70メートルの点 点15 点14から 164 度 00分 3.4メートルの点 点16 点15から 254 度 00分 150メートルの点 点17 点16から 164 度 00分 1.2メートルの点 点18 点17から 254 度 00分 80メートルの点 点19 点18から 164 度 00分 0.1メートルの点 点20 点19から 254 度 00分 100メートルの点 点21 点20から 344 度 00分 49.2メートルの点 点22 点21から 74 度 00分 100メートルの点 点23 点22から 164 度 00分 2.3メートルの点 点24 点23から 74 度 00分 80メートルの点 点25 点24から 164 度 00分 1.2メートルの点 点26 点25から 74 度 00分 150メートルの点 点27 点26から 164 度 00分 3.4メートルの点 点28 点27から 74 度 00分 70メートルの点 点29 点28から 344 度 00分 0.3メートルの点 点30 点29から 254 度 00分 220.7メートルの点 点31 点30から 344 度 00分 49.9メートルの点 点32 点31から 74 度 00分 220.7メートルの点 点33 国土地理院三角点天塩から 255度16分 893.7メートルの点 点34 点33から 253 度 33分 53メートルの点 点35 点34から 343 度 33分 248.1メートルの点 点36 点35から 73 度 33分 46.8メートルの点 点37 点36から 163 度 33分 31.8メートルの点 点38 点37から 253 度 33分 0.1メートルの点 点39 点38から 163 度 33分 173.2メートルの点 点40 点39から 73 度 33分 6.9メートルの点 点41 点33から 253 度 33分 2メートルの点 点42 点41から 163 度 33分 60メートルの点 点43 点42から 73 度 33分 17メートルの点 点44 点43から 163 度 33分 41.5メートルの点 点45 点44から 253 度 33分 54メートルの点 点46 点45から 343 度 33分 101.5メートルの点 点47 点46から 163 度 33分 45.1メートルの点 点48 点47から 253 度 33分 2.5メートルの点 点49 点48から 343 度 33分 131.1メートルの点 点50 点49から 8 度 17分 137.2メートルの点 点51 点50から 98 度 17分 59.9メートルの点 点52 点51から 188 度 17分 46.1メートルの点 点53 点52から 278 度 17分 1.2メートルの点 点54 点53から 188 度 17分 77.6メートルの点 点55 点54から 163 度 33分 92.5メートルの点 点56 点55から 208 度 33分 13.4メートルの点 点57 点56から 188 度 16分 30.263秒 2.515メートルの点 点58 点57から 343 度 33分 26.849秒 93.400メートルの点 点59 点58から 58 度 26分 36.543秒 22.500メートルの点 点60 点59から 73 度 28分 18.390秒 8.106メートルの点 点61 点60から 343 度 33分 30.934秒 2.400メートルの点 点62 点61から 73 度 28分 31.134秒 6.705メートルの点 点63 点62から 163 度 33分 21.203秒 1.1メートルの点 点64 点63から 73 度 28分 31.134秒 6.705メートルの点 点65 点64から 163 度 33分 27.390秒 60.400メートルの点 点66 点65から 73 度 28分 9.403秒 1.901メートルの点 点67 点66から 163 度 33分 29.499秒 58.318メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 ほっきがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	天塩町及び幌延町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
留海共第24号	北るもい漁業協同組合	天塩郡天塩町及び幌延町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と によって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び基点第4号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28及び 点13の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点29、点30、点31、点32及び点29の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40及び点33の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点41、点42、点43、点44、点45、点46及び点41の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点35、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55、点56、点36及び点35の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、並びに点50、点57、点58、点59、点60、点61、点62、点63、点64、点65、点66、点67及び点50の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 遠別町と天塩町との境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 幌延町と豊富町との境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 X=97069.136 Y=-40218.466 (座標系12系) 基点第4号 点12から79度30分 200メートルの点 点1 基点第1号から 252 度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 261 度 30分 5.000メートルの点 点3 基点第3号から 254 度 00分 371メートルの点 点4 点3から 189 度 30分 333メートルの点 点5 点4から 279 度 30分 120メートルの点 点6 点5から 9 度 30分 100メートルの点 点7 点6から 279 度 00分 47.7メートルの点 点8 基点第3号から 254 度 00分 560メートルの点 点9 基点第3号から 254 度 00分 624メートルの点 点10 点9から 19 度 30分 160メートルの点 点11 点10から 343 度 30分 250メートルの点 点12 点11から 45 度 00分 280メートルの点 点13 国土地理院三角点天塩から 240度00分 93メートルの点 点14 点13から 254 度 00分 70メートルの点 点15 点14から 164 度 00分 3.4メートルの点 点16 点15から 254 度 00分 150メートルの点 点17 点16から 164 度 00分 1.2メートルの点 点18 点17から 254 度 00分 80メートルの点 点19 点18から 164 度 00分 0.1メートルの点 点20 点19から 254 度 00分 100メートルの点 点21 点20から 344 度 00分 49.2メートルの点 点22 点21から 74 度 00分 100メートルの点 点23 点22から 164 度 00分 2.3メートルの点 点24 点23から 74 度 00分 80メートルの点 点25 点24から 164 度 00分 1.2メートルの点 点26 点25から 74 度 00分 150メートルの点 点27 点26から 164 度 00分 3.4メートルの点 点28 点27から 74 度 00分 70メートルの点 点29 点28から 344 度 00分 0.3メートルの点 点30 点29から 254 度 00分 220.7メートルの点 点31 点30から 344 度 00分 49.9メートルの点 点32 点31から 74 度 00分 220.7メートルの点 点33 国土地理院三角点天塩から 255度16分 893.7メートルの点 点34 点33から 253 度 33分 53メートルの点 点35 点34から 343 度 33分 248.1メートルの点 点36 点35から 73 度 33分 46.8メートルの点 点37 点36から 163 度 33分 31.8メートルの点 点38 点37から 253 度 33分 0.1メートルの点 点39 点38から 163 度 33分 173.2メートルの点 点40 点39から 73 度 33分 6.9メートルの点 点41 点33から 253 度 33分 2メートルの点 点42 点41から 163 度 33分 60メートルの点 点43 点42から 73 度 33分 17メートルの点 点44 点43から 163 度 33分 41.5メートルの点 点45 点44から 253 度 33分 54メートルの点 点46 点45から 343 度 33分 101.5メートルの点 点47 点35から 163 度 33分 45.1メートルの点 点48 点47から 253 度 33分 2.5メートルの点 点49 点48から 343 度 33分 131.1メートルの点 点50 点49から 8 度 17分 137.2メートルの点 点51 点50から 98 度 17分 59.9メートルの点 点52 点51から 188 度 17分 46.1メートルの点 点53 点52から 278 度 17分 1.2メートルの点 点54 点53から 188 度 17分 77.6メートルの点 点55 点54から 163 度 33分 92.5メートルの点 点56 点55から 208度 33分 13.4メートルの点 点57 点50から 188度 16分 30.263秒 2.515メートルの点 点58 点57から 343度 33分 26.849秒 93.400メートルの点 点59 点58から 58度 26分 36.543秒 22.500メートルの点 点60 点59から 73度 28分 18.390秒 8.106メートルの点 点61 点60から 343度 33分 30.934秒 2.400メートルの点 点62 点61から 73度 28分 31.134秒 6.705メートルの点 点63 点62から 163度 33分 21.203秒 1メートルの点 点64 点63から 73度 28分 31.134秒 6.705メートルの点 点65 点64から 163度 33分 27.390秒 60.400メートルの点 点66 点65から 73度 28分 9.403秒 1.901メートルの点 点67 点66から 163度 33分 29.499秒 58.318メートルの点	第二種共同漁業	あいなめぐりかき せいし刺し網漁業 かすべーあんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ひらめがいかご漁業 ます・ひらめ・いかさば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	天塩町及び幌延町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スライダ及びハニワスライダが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の枚及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1の深さに敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
留海共第25号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 焼尻島から46度30分 420メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.17(国土地理院三角点 焼尻島～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.40(国土地理院三角点 焼尻島～)から270度00分 110メートルの点 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.46(国土地理院三角点 天売島～) 点1 基点第1号から 352 度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第1号から 67 度 30分 5.000メートルの点 点3 基点第2号から 132 度 30分 5.000メートルの点 点4 基点第3号から 190 度 50分 5.300メートルの点 点5 基点第3号と基点第4号を結んだ線の midpoint 点6 基点第3号から 344 度 00分 5.300メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町大字焼尻	なし
留海共第26号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 焼尻島から46度30分 420メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.17(国土地理院三角点 焼尻島～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.40(国土地理院三角点 焼尻島～)から270度00分 110メートルの点 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.46(国土地理院三角点 天売島～) 点1 基点第1号から 352 度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第1号から 67 度 30分 5.000メートルの点 点3 基点第2号から 132 度 30分 5.000メートルの点 点4 基点第3号から 190 度 50分 5.300メートルの点 点5 基点第3号と基点第4号を結んだ線の midpoint 点6 基点第3号から 344 度 00分 5.300メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・せい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ小型定置網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町大字焼尻	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数量びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
留海共第27号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.36(国土地理院三角点 天売島～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.46(国土地理院三角点 天売島～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.12(国土地理院三角点 天売島～) 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.40(国土地理院三角点 焼尻島～)から270度00分 110メートルの点 点1 基点第4号から 344 度 00分 5.300メートルの点 点2 基点第2号と基点第4号を結んだ線の midpoint 点3 基点第4号から 190 度 50分 5.300メートルの点 点4 基点第3号から 206 度 30分 5.000メートルの点 点5 基点第3号から 290 度 30分 5.000メートルの点 点6 基点第1号から 321 度 30分 5.000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町大字天売	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
留海共第28号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.36(国土地理院三角点 天売島～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.46(国土地理院三角点 天売島～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.12(国土地理院三角点 天売島～) 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.40(国土地理院三角点 尻尻島～) 270度00分 110メートルの点 点1 基点第4号から 344 度 00分 5. 300メートルの点 点2 基点第2号と基点第4号を結んだ線の中点 点3 基点第4号から 190 度 50分 5. 300メートルの点 点4 基点第3号から 206 度 30分 5. 000メートルの点 点5 基点第3号から 290 度 30分 5. 000メートルの点 点6 基点第1号から 321 度 30分 5. 000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながすか・そい刺し網漁業 かすべ・あんこ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羽幌町大字天売	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の艘トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、埋網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上深に敷設しなければならない。
留海共第29号	新星マリン漁業協同組合、増毛漁業協同組合、北るもい漁業協同組合、遠別漁業協同組合	増毛郡増毛町、留萌市、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村並びに天塩郡遠別町、天塩町及び幌延町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23及び点1の各点を順次に結んだ線と点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31及び点24の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水S20～) 基点第3号 増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 小平町宇花園と宇大町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 鬼鹿 基点第6号 小平町と苫前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 国土地理院三角点 川尻 基点第8号 国土地理院三角点 苫前岬 基点第9号 苫前町と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 北海道水産林務部三角点 水A5 基点第11号 羽幌町と初山別村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 国土地理院三角点 初山別 基点第13号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第14号 遠別町と天塩町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第15号 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第16号 国土地理院三角点 尻尻島から46度30分 420メートルの点 基点第17号 北海道水産林務部図根点 No.17(国土地理院三角点 尻尻島～) 基点第18号 北海道水産林務部図根点 No.40(国土地理院三角点 尻尻島～)から270度00分 110メートルの点 基点第19号 北海道水産林務部図根点 No.36(国土地理院三角点 天売島～) 基点第20号 北海道水産林務部図根点 No.12(国土地理院三角点 天売島～) 点1 基点第1号から 297 度 10分 5. 000メートルの点 点2 基点第1号から 297 度 10分 20. 000メートルの点 点3 基点第2号から 297 度 10分 22. 000メートルの点 点4 基点第3号から 302 度 14分 25. 000メートルの点 点5 基点第7号から 274 度 16分 22. 000メートルの点 点6 基点第20号から 206度 30分 12. 000メートルの点 点7 基点第20号から 290度 30分 22. 000メートルの点 点8 基点第19号から 321度 30分 20. 000メートルの点 点9 基点第13号から 262度 30分 22. 000メートルの点 点10 基点第15号から 261度 30分 19. 200メートルの点 点11 基点第19号から 261度 30分 5. 000メートルの点 点12 基点第14号から 252度 30分 5. 000メートルの点 点13 基点第13号から 262度 30分 5. 000メートルの点 点14 基点第12号から 280度 45分 5. 150メートルの点 点15 基点第11号から 290度 30分 5. 000メートルの点 点16 基点第10号から 297度 30分 5. 200メートルの点 点17 基点第9号から 290度 30分 5. 000メートルの点 点18 基点第8号から 294度 35分 5. 900メートルの点 点19 基点第6号から 274度 16分 5. 000メートルの点 点20 基点第5号から 263度 00分 5. 280メートルの点 点21 基点第4号から 274度 16分 5. 000メートルの点 点22 基点第3号から 302度 14分 5. 000メートルの点 点23 基点第2号から 297度 10分 5. 400メートルの点 点24 基点第16号から 352度 30分 5. 000メートルの点 点25 基点第18号から 67度 30分 5. 000メートルの点 点26 基点第17号から 132度 30分 5. 000メートルの点 点27 基点第18号から 190度 50分 5. 300メートルの点 点28 基点第20号から 206度 30分 5. 000メートルの点 点29 基点第20号から 290度 30分 5. 000メートルの点 点30 基点第19号から 321度 30分 5. 000メートルの点 点31 基点第18号から 344度 00分 5. 300メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	増毛町、留萌市、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町及び幌延町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
留海共第30号	新星マリン漁業協同組合、増毛漁業協同組合、北るもい漁業協同組合、遠別漁業協同組合	増毛郡増毛町、留前市、留前郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村並びに天塩郡遠別町、天塩町及び幌延町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23及び点1の各点を順次に結んだ線と点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31及び点24の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水S20～) 基点第3号 増毛町と留前市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 小平町と留前市との境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 鬼鹿 基点第6号 小平町と苫前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 国土地理院三角点 川尻 基点第8号 国土地理院三角点 苫前町 基点第9号 苫前町と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 北海道水産林務部三角点 水A5 基点第11号 羽幌町と初山別村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 国土地理院三角点 初山別 基点第13号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第14号 遠別町と天塩町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第15号 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第16号 国土地理院三角点 尻尻島から46度30分 420メートルの点 基点第17号 北海道水産林務部図根点 No.17(国土地理院三角点 尻尻島～) 基点第18号 北海道水産林務部図根点 No.40(国土地理院三角点 尻尻島～)から270度00分 110メートルの点 基点第19号 北海道水産林務部図根点 No.36(国土地理院三角点 天売島～) 基点第20号 北海道水産林務部図根点 No.12(国土地理院三角点 天売島～) 点1 基点第1号から 297 度 10分 5.000メートルの点 点2 基点第1号から 297 度 10分 20.000メートルの点 点3 基点第2号から 297 度 10分 22.000メートルの点 点4 基点第3号から 302 度 14分 25.000メートルの点 点5 基点第7号から 274 度 16分 22.000メートルの点 点6 基点第20号から 206度 30分 12.000メートルの点 点7 基点第20号から 290度 30分 22.000メートルの点 点8 基点第19号から 321度 30分 20.000メートルの点 点9 基点第13号から 262度 30分 22.000メートルの点 点10 基点第15号から 261度 30分 19.200メートルの点 点11 基点第15号から 261度 30分 5.000メートルの点 点12 基点第14号から 252度 30分 5.000メートルの点 点13 基点第13号から 262度 30分 5.000メートルの点 点14 基点第12号から 280度 45分 5.150メートルの点 点15 基点第11号から 290度 30分 5.000メートルの点 点16 基点第10号から 297度 30分 5.200メートルの点 点17 基点第9号から 290度 30分 5.000メートルの点 点18 基点第8号から 294度 35分 5.900メートルの点 点19 基点第6号から 274度 16分 5.000メートルの点 点20 基点第5号から 263度 00分 5.280メートルの点 点21 基点第4号から 274度 16分 5.000メートルの点 点22 基点第3号から 302度 14分 5.000メートルの点 点23 基点第2号から 297度 10分 5.400メートルの点 点24 基点第16号から 352度 30分 5.000メートルの点 点25 基点第16号から 67度 30分 5.000メートルの点 点26 基点第17号から 132度 30分 5.000メートルの点 点27 基点第18号から 190度 50分 5.300メートルの点 点28 基点第20号から 206度 30分 5.000メートルの点 点29 基点第20号から 290度 30分 5.000メートルの点 点30 基点第19号から 321度 30分 5.000メートルの点 点31 基点第18号から 344度 00分 5.300メートルの点	第二種共同漁業	かずべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	増毛町、留前市、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町及び幌延町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガン及びベニズワイガンが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。